### 

## 防火対象物の現況

## (1) 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防炎物品の使用などを義務付けています。

防火対象物数

令和元年度末現在

ションマハコ	300	<u> </u>		<b>令和</b> 元	年度末現在
		用 途 区 分	大 東 市	四條畷市	合 計
1項	イ	劇場・映画館 等	2	1	3
1点	口	公会堂•集会場	48	24	72
	イ	キャバレー・カフェー 等			
2項	口	遊技場・ダンスホール	11	2	13
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗			
	11	用途区分 大東市四條   1 日		4	
3項	イ	待合·料理店 等			
0%	口	飲食店	38	16	54
41	項	百貨店・マーケット 等	97	44	141
5項	イ	旅館・ホテル 等	9	11	20
り役	口	寄宿舎•共同住宅 等	1,110	472	1,582
	イ	病院・診療所 等	27	10	37
6項	口	老人短期入所施設 等	37	25	62
0項	ハ	老人デイサービスセンター 等	59	27	86
	11	幼稚園•特別支援学校	11	8	19
71	7項 小・中・高・大学・各種学校 等 121 47				
81	項	図書館・博物館 等	3	1	4
9項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場 等			
3項	口	イ以外の公衆浴場	9	2	11
10	項	車両の停車場 等	3	1	4
11	項	神社·寺院·教会 等	29	10	39
12項	イ	工場·作業場	649	67	716
12点	口	映画スタジオ・テレビスタジオ			
13項	イ	自動車車庫·駐車場	41	10	51
13次	口	飛行機等の格納庫 等			
14					360
15	項	前各項に該当しない事業所	276	91	367
  16項	イ	特定防火対象物の存する複合用途防火対象物	348	152	500
10次	口	イ以外の複合用途防火対象物	83	44	127
16の	2項	地下街			
16の3項		準地下街			
17	項	重要文化財 等			
18項		延長50メートル以上のアーケード	1		1
19	項	管理者の指定する山林			
20	項	総務省令で定める舟車			
		合 計	3,321	1,120	4,441

## (2) 消防同意

消防同意は、消防本部が火災予防の観点から、建築物の消防用設備等について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度です。 消防本部は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるような体制の充実と連携の強化を図っています。

消防同	」	数			令	和元年度中
		用 途 区 分	大	東市	四條畷市	
1項	イ	劇場・映画館 等				
1垻	口	公会堂•集会場				
	イ	キャバレー・カフェー 等				
OT百	口	遊技場・ダンスホール				
2頃		性風俗関連特殊営業店舗				
	11	カラオケボックス 等				
3項	イ	待合•料理店 等				
ので良	口	飲食店		1		1
41		百貨店・マーケット 等		1	2	3
5項	イ	旅館・ホテル 等				
	口	寄宿舎・共同住宅 等		24	9	33
	イ	病院・診療所 等		2	2	4
6項	口	老人短期入所施設 等			1	1
0 ×	ハ	老人デイサービスセンター 等		2	2	4
		幼稚園•特別支援学校		2		2
7 <sup>1</sup>		小·中·高·大学·各種学校 等				
81	項	図書館・博物館 等				
9項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場 等				
	口	イ以外の公衆浴場				
10		車両の停車場等				
11:	項	神社·寺院·教会 等	_			
12項	イ	工場・作業場		2	1	3
	口	映画スタジオ・テレビスタジオ				
13項	イ	自動車車庫・駐車場		4	1	5
	口	飛行機等の格納庫等				
14		倉庫		6	2	8
15	· .	前各項に該当しない事業所	_	7	6	
16項	1	特定防火対象物の存する複合用途防火対象物	4	7	1	8
		イ以外の複合用途防火対象物	_	1		1
16の		地下街	_			
16の		準地下街	_			
17	-	重要文化財 等	_			
18		延長50メートル以上のアーケード	+			
19		管理者の指定する山林	+			
20	垻	総務省令で定める舟車	+	F 4	1.40	104
		その他	+	51	143	194
		合 計		110	170	280

### (3) 消防用設備等

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされています。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、 規定の整備が行われています。

平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を踏まえ、火を使用する設備を設けた飲食店等には、原則として面積にかかわらず消火器具の設置を義務付けることとされました。(平成30年3月28日公布)

また、民泊を行う場合、利用者の安全確保のためには、建物の規模や階数等により消火器や自動火災報知設備等の設置が必要となるため、家主等が住宅宿泊事業の届出を行う際、申請書類に基づく図面審査や必要に応じて現地確認を行い、民泊の開始前に消防機関が防火上の安全を確認することとしています。

消防用設備等検査状況

令和元年度中

				7.11万十尺十
肖防用設備等	大 東	市	四條畷市	合 計
消火器		46	17	63
屋内消火栓設備		2		2
スプリンクラー設備		4	12	16
水噴霧消火設備等		9	2	11
屋外消火栓設備		1		1
動力消防ポンプ設備				
自動火災報知設備		74	18	92
ガス漏れ火災警報設備				
漏電火災警報器				
火災通報装置		3	3	6
非常警報設備等		12	9	21
避難器具		5	3	8
誘導灯·誘導標識		58	20	78
消防用水				
排煙設備			1	1
連結散水設備				
連結送水管		2		2
非常コンセント設備		2		2
無線通信補助設備				
合 計		218	85	303
	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備等 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器 火災通報装置 非常警報設備等 避難器具 誘導灯・誘導標識 消防用水 排煙設備 連結散水設備 連結送水管 非常コンセント設備 無線通信補助設備	消火器 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備等 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器 火災通報装置 非常警報設備等 避難器具 誘導灯・誘導標識 消防用水 排煙設備 連結散水設備 連結送水管 非常コンセント設備 無線通信補助設備	消火器46屋内消火栓設備2スプリンクラー設備4水噴霧消火設備等9屋外消火栓設備1動力消防ポンプ設備74ゴス漏れ火災警報設備74滅電火災警報器次災通報装置火災通報装置3非常警報設備等12避難器具5誘導灯・誘導標識58消防用水58排煙設備連結散水設備連結送水管2非常コンセント設備2無線通信補助設備2	消 防 用 設 備 等     大 東 市 四 條 畷 市       消火器     46     17       屋内消火栓設備     2       スプリンクラー設備     4     12       水噴霧消火設備等     9     2       屋外消火栓設備     1       動力消防ポンプ設備     74     18       ガス漏れ火災警報設備     74     18       水流漏れ火災警報器     2     9       避難器具     5     3       誘導灯・誘導標識     58     20       排煙設備     1       連結散水設備     2       連結送水管     2       非常コンセント設備     2       無線通信補助設備     2

## 危険物規制事務の概要

消防法では、火災発生の危険性及び火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きいものや火災の際に消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定しています。危険物規制事務では、これら危険物の貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行い、危険物による災害を防止し、公共の安全が確保されるように適切な指導を行っています。

### (1) 危険物施設及び事業所数

令和元年度末現在

	区分	大 東 市	四條畷市	区分別合計
製	造	3		3
	屋内貯蔵所	83	3	86
	屋外タンク貯蔵所	7		7
貯	屋内タンク貯蔵所	4		4
蔵	地下タンク貯蔵所	28	20	48
所	簡易タンク貯蔵所			
	移動タンク貯蔵所	5	9	14
	屋外貯蔵所			
	給油 取扱 所	24	18	42
取 扱	第一種販売取扱所	3		3
所	第二種販売取扱所			
	一 般 取 扱 彦	24	4	28
構	成市別合計	181	54	235
危	険 物 事 業 彦	121	35	156

## (2)危険物施設の推移

区分					貯	·	蔵	所				取	扱	所		
	合	製		屋	屋	屋士	地上	簡品	移	屋		給	第	第	_	事
		\4L	小	内	外タ	内 タ	下タ	易タ	動タ	外	小	油	種	一 種	般	علاد
		造		貯	ンク	ンク	ンク	ンク	ンク	貯		取	販売	販売	取	業
	計	所	計	蔵	貯蔵	貯蔵	貯蔵	貯蔵	貯蔵	蔵	計	扱	取扱	取扱	扱	所
年度別	11	///		所	所	所	所	所	所	所		所	所	所	所	/21
平成29年度	238	3	160	85	7	5	49		14		75	44	3		28	160
平成30年度	240	3	162	85	7	5	49		16		75	44	3		28	161
令和元年度	235	3	159	86	7	4	48		14		73	42	3		28	156

# (3)危険物施設関係事務処理状況

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>[牛皮甲</u>
仁	計
	1

区分					東	市	四條畷市	合 計
	* <b>1</b>	設	置			1	3	4
	許 可	変	更			11	5	16
	完成検査	設	置			1	3	4
	元队恢宜	変	更			10	5	15
申	仮 使	用承	認			11	4	15
請	点 検 期	間 延 長 承	認					
	予防規程	制	定				1	1
	1 197 7元 1主	変	更			3	2	5
	仮 貯 蔵	• 仮 取 扱 承	認			19		19
	その	他の申	請					
	軽 微	な変更	届			16	3	19
	危 険	作業	届			3		3
	譲渡	引渡	届				1	1
届	品名、数量	量又は倍数変更	届			7		7
出	廃	止	届			2	5	7
	保安監督	者 選 任 解 任	届			12	5	17
等	氏名、名	称、住所変更	届			24	6	30
	危険物取			2	11	13		
	製造所等例	吏用休止(再開)	届					
	その他	の届出	等			3		3
構	成市	別合	計			125	54	179

申	完成検査	水	張	検	査	9
	前検査	水	圧	検	査	6
請	水張・水	圧検	查	(条	例 )	1



地下貯蔵タンク

## 保安3法規制事務の概要

経済産業省所管の「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」という。)」に係る事務について、大阪府から当組合の構成市へ権限が移譲されました。組合規約の定めにより、平成26年4月1日から当組合で事務を行っています。

### 火薬類取締法の規制

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

#### (1) 火薬類取締法関係事務処理状況

令和元年度中

火薬類関係事務処理件数	34
-------------	----

### 高圧ガス保安法の規制

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びに容器の製造及び取扱いを規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

#### (2) 高圧ガス保安法関係事業所数

令和元年度末現在

区分	大 東 市	四條畷市	区分別合計
第一種製造者(冷凍則以外)	8		8
第二種製造者(冷凍則以外)	18	6	24
第一種製造者(冷凍則)			
第二種製造者(冷凍則)	14	3	17
第一種貯蔵所			
第二種貯蔵所	8	2	10
特定高圧ガス消費者	1	1	2
販 売 業 者	38	16	54
容 器 検 査 所	3		3
構 成 市 別 合 計	90	28	118



高圧ガス施設

(3)高圧ガス保安法関係事務処理状況

令和元年度中

	区	分	大東市	四條畷市	合 計
		製 造 許 可			
	<b>第一括制法</b> 之	製造施設等変更許可	3		3
	第一種製造者	完 成 検 査	3		3
		保 安 検 査			
		貯 蔵 所 設 置 許 可			
申	第一種貯蔵所	貯蔵所位置等変更許可			
請		完 成 検 査			
	容器検査所	登録			
	<b>存 碲 恢 重 </b> <i>別</i>	登 録 更 新			
	特別充	てん許可申請			
	高圧ガスの種	類又は圧力の変更申請			
	その	他 の 申 請			
		製造施設軽微変更届	1		1
	第一種製造者	製 造 開 始 届			
		危害予防規程届			
	   第二種製造者	製 造 事 業 届			
	77一层次之口	製造施設等変更届	1		1
	第一種貯蔵所	貯 蔵 所 軽 微 変 更 届			
	第二種貯蔵所	貯 蔵 所 設 置 届			
₽	714 - 14277 75477	貯蔵所位置等変更届	1		1
届	販売業者	販 売 事 業 届	2	3	5
出		販売に係る高圧ガスの種類変更届			
等	特定高圧ガス	特定高圧ガス消費届			
	消 費 者 ———————————————————————————————————	特定高圧ガス消費施設等変更届			
	承	継			
	受 検 届・検 査	記録届・検査結果報告	10		10
	廃	上 届	1	1	2
	選任	· 解 任 届	7	2	9
	事	故	1		1
	氏 名 等		6	1	7
	その他				
構	成市	別 合 計	36	7	43

### 液化石油ガス法の規制

一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にすることによって公共の福祉を増進することを目的としています。

## (4)液化石油ガス法関係事業所数

令和元年度末現在

区分					大 東 市	四條畷市	区分別合計
液化石油ガス販売事業者					9	4	13
保	安	機		関	9	3	12
充	て	ん !	設 /	備	2		2
特定	液化石油な	ブス設備エ	事事業	者	9	6	15
構	成 市	別	合	計	29	13	42

# (5)液化石油ガス法関係事務処理状況

令和元年度中

	区	分	大東市	四條畷市	合 計
申請	販売事業者	登録			
	保安機関	認定			
		認 定 更 新	1		1
		一般消費者等の数の増加の認可			
		保安業務規程(変更)認可			
	その	他 の 申 請	2		2
届 出 等	販売事業者	登録行政庁の変更届			
		変 更 届	2	4	6
	保安機関	認定行政庁の変更届			
		変 更 届		1	1
		一般消費者等の数の減少届			
	充てん事業者	軽 微 な 変 更 届	2		2
	貯蔵施設等	軽 微 な 変 更 届			
	特定液化石油	事業開始届	1		1
	ガス設備工事	事業変更届		1	1
	承	継			
	受 検 届・	検 査 結 果 報 告	4		4
	廃 止 届				
	選任	• 解 任 届	1		1
	液化石油	ガス設備工事届			
	事	故    届		1	1
	その他		19	7	26
構	成市	別合計	32	14	46